

**浅野文庫等施設（仮称）新築工事に伴う基本・実施設計業務に係る
簡易公募型プロポーザル方式手続き開始の公示**

次のとおり標記プロポーザル方式による設計業務受託候補者選定手続き開始を公示する。

令和6年6月18日

広島市長 松井 一實

1 プロポーザルの目的

浅野文庫等施設（仮称）新築工事の設計に当たっては、より優れた設計候補者を選定するとともに選定方法の公平性、透明性を図るため、簡易公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この業務に最も適した設計候補者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 浅野文庫等施設（仮称）新築工事に伴う基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 令和6年4月に策定した「浅野文庫等施設（仮称）整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、現中央図書館で保管している「浅野文庫を始めとした古文書等」及び「広島文学資料」を一体的に保存・活用できるとともに、既存資料に加え、近世以降の古文書や古書、新たなゆかりの文学者の自筆原稿等の現物資料を収集し、その充実に取り組むことで、近世から現代に至るまでの郷土の歴史・文化を体系的に伝えることができる図書館の新築工事に伴う基本・実施設計業務を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで。

3 参加資格（参加表明書を提出できる者の資格要件）

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、（1）から（4）までに掲げる要件を全て満たす者であること。

また、参加表明者が設計共同体の場合には、全ての構成員が（1）から（4）までに掲げる要件を全て満たすとともに、設計共同体が（5）に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (3) 他の参加表明者の構成員や協力事務所として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (4) アからオに掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則

第2条に該当していないこと。

イ 公示の日から参加表明書の提出日までのいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

（ア）会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

（イ）手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

エ 他の参加表明者のうちに、次に掲げる資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。

（ア）親会社と子会社

（イ）親会社が同一である子会社

（ウ）代表権を有する者が同一である会社

（エ）役員等が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

（オ）役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

（カ）上記（ア）から（オ）までが複合した関係にある会社

（キ）本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社

（ク）社員が他の会社の事務や営業に関わっており審査の適正さが阻害されると認められる会社

（ケ）その他審査の適正さが阻害されると認められる会社

オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

（ア）広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

（イ）法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者

（ウ）企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適當であると認められる者

（エ）1カ月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者

- (オ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- (5) アからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 構成員の数が2者となる設計共同体であること。
- イ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
- ウ 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。
- また、各構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

4 手続等

(1) 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局営繕部営繕課（本庁舎7階）

電話：082-504-2339

F A X：082-504-2182

電子メール：eizen@city.hiroshima.lg.jp

(2) 浅野文庫等施設（仮称）新築工事に伴う基本・実施設計業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）の配布方法等

ア 交付期間

公示日から令和6年7月2日（火）まで。

イ 入手方法

本市ホームページ（トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」→「【簡易公募型プロポーザル】浅野文庫等施設（仮称）新築工事に伴う基本・実施設計業務」）からのダウンロードを原則とする。

ただし、これにより難しい場合は、次のとおり交付に係る申込受付を行う。

(ア) 交付場所・申込先

上記（1）に同じ。

ただし、上記交付期間の広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日8時30分から17時15分まで（上記交付期間の最終日は16時まで）とする。

(イ) 郵送を希望する場合

上記（1）の担当課に事前に連絡を行った上で、切手を貼付し、送付先の宛先を記入した返信用封筒を送付すること（返信用封筒は6月28日（金）必着）。

なお、送付する資料は日本産業規格A列4番60枚程度、A列3番5枚程度（合計280g程度）。

(3) 受付期間

ア 参加表明書の受付期間

公示日から令和6年7月2日（火）まで。

イ 技術提案書の受付期間（技術提案書の提出者として選定された者に限る。）

技術提案者の選定結果及び審査結果通知日の翌日から令和6年8月26日（月）まで。

(4) プロポーザル実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア 質問内容（前記4（2）イに記載の本市ホームページに掲載する本件プロポーザルに係る各種資料、様式及び基本計画その他業務の受託を検討する上で必要な事項に係る質問）を質問書（様式14）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで上記（1）の担当課へ提出し、提出した旨を電話連絡すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の受付期間

(ア) 後記（イ）を除く質問の受付期間

公示日から令和6年6月24日（月）まで。

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）、郵送の場合は受付期間の最終日必着、電子メールの場合は受付期間の最終日の17時15分までに必達とする。

(イ) 現地を見学したことに伴う質問の受付期間

令和6年6月25日（火）から同年7月8日（月）まで。

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（市の休日を除く。）、郵送の場合は受付期間の最終日必着、電子メールの場合は受付期間の最終日必達とする。

ウ 質問に対する回答は、以下の日までに、前記4（2）イに記載の本市ホームページ上に掲載する。

(ア) 後記（イ）を除く回答の公表日

令和6年6月28日（金）までに公表

(イ) 現地を見学したことに伴う質問に対する回答の公表日

令和6年7月11日（木）までに公表

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務の受託者又は当該受託者と資金的関係若しくは人的関係がある設計業者は、本件工事の入札に参加できない。

(3) その他詳細は、プロポーザル実施要領のとおりとする。